

平成24年4月1日 認可
平成28年5月27日一部変更認可
平成30年5月26日一部変更認可

一般社団法人 石川県郷友会
定 款

平成24年4月1日
一般社団法人石川県郷友会

一般社団法人石川県郷友会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人石川県郷友会（以下郷友会という。）と称する。

(事務所)

第2条 郷友会は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

(目的)

第3条 郷友会は、内外の情勢を明らかにし、国防思想の普及を図り、英霊の顕彰及び殉職自衛隊員の慰霊を行うとともに、光栄ある歴史及び伝統の継承等に関する事業を行い、もってわが国の繁栄と進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 郷友会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国防思想、英霊の顕彰及び歴史伝統等の普及啓蒙
- (2) 英霊の顕彰及び殉職自衛隊員の慰霊
- (3) 講演会・研修会の開催
- (4) 機関紙の発行
- (5) 自衛隊に対する必要な協力
- (6) その他第3条の目的を達成するに必要な事業

2 前項に規定する事業は、石川県において行なうものとする。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 郷友会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 郷友会の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 普通会員 郷友会の目的に協賛して入会した個人。
- (3) 賛助会員 郷友会の目的に賛同し、その事業活動を賛助するため入会した法人、団体又は個人。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 郷友会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) 郷友会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 郷友会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が、死亡し、又は当会が解散したとき。

2 前項の規定により会員が資格を喪失したときは、既に納入した会費の返還はしない。

第3章 総会

(種類)

第11条 郷友会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法に定める社員総会とする。

(構成)

第12条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 会員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行なう。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した総正会員の3分の2以上の多数をもってこれを行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する際は、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を郷友会に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事の中からその会議において選出された議事録署名人、2名以上が署名しなければならない。

(総会運営規則)

第21条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第4章 役員等

(役員の設定)

第22条 郷友会に次の役員を置く。

理事 12名以上15名以内

監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、3名以内を副会長とする。
- 3 理事のうち4名以内を業務執行理事とし、そのうち1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 会長は、郷友会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、郷友会の業務を執行する。

4 常務理事は、郷友会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、郷友会の業務及び財務の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に欠員が生じたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給基準は、理事会の決議により別に定める。

(名誉会長等)

第29条 郷友会に、名誉会長1名・顧問5名以内・相談役3名以内及び参与10名以内(以下「名誉会長等」という)を置くことができる。

(1) 名誉会長等は、理事会の推薦を経て会長が委嘱する。

(2) 名誉会長等は、郷友会の目的達成に関する重要事項につき会長の諮問にこたえる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 郷友会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第31条 理事会は、定款に別に定めるもののほか、次の職務を行なう。

- (1) 総会の日時、場所及び目的である事項の決定
- (2) 規則及び規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか郷友会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 法令の定めるところにより、会長以外の理事又は監事から開催の請求があったとき。

(招 集)

第33条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事が招集する。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決 議)

第36条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行う。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会運営規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第6章 資産及び会計

(資産の管理・運用)

第39条 郷友会の資産は会長が管理・運用し、その方法は理事会の決議により定める。

(事業年度)

第40条 郷友会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 郷友会の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 郷友会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で定時総会において承認を得るものとする。

(会計処理規程)

第43条 郷友会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において総正会員の半数以上が出席し、3分の2以上の決議により変更することができる。

(解 散)

第45条 郷友会は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散することができる。

(剰余金の処分制限)

第46条 郷友会は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第47条 郷友会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て「公益認定法」第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 運営委員会

(運営委員会)

第48条 郷友会の事業を円滑に推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、運営委員会を設置することができる。

- 2 運営委員会の運営委員は、理事会の選任により、会長が委嘱する。
- 3 運営委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 組織

(事務局の設置等)

第49条 郷友会に事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要により職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第50条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款及び諸規則・諸規程
 - (2) 会員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 事業計画書及び収支予算書
 - (5) 事業報告書及び計算書類
 - (6) 監査報告書
 - (7) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令に定めによるほか、第52条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

(女性部の設置)

第51条 郷友会は、女性の会員をもって女性部を設置することができる。その必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開等

(情報公開)

第52条 郷友会は公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第53条 郷友会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第54条 郷友会の公告は、電子公告による。

第11章 補 則

(委 任)

第55条 この定款に定めるもののほか、郷友会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 郷友会の最初の代表理事は、池村清孝とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。